

大阪ホーチミン社労士事務所本店新聞

VĂN PHÒNG TƯ VẤN LAO ĐỘNG VÀ BẢO HIỂM XÃ HỘI OSAKA- HỒ CHÍ MINH trụ sở chính

日本とベトナムの労務管理に関する情報新聞



発行所：〒531-0072 大阪府大阪市北区豊崎 3-20-9-705

連絡先電話：06-6131-4922 F A X：06-6131-4933 Email：「info@ocsr.jp」

この新聞は大阪ホーチミン社労士事務所がお送りする労務管理に関する情報提供用労務管理新聞です。
名刺交換をさせていただいた方などにも配布させていただいております。

今後新聞が不要であれば、お手数ですが口にチェックを入れ、ご氏名をご記入の上、上記まで FAX をご送信ください。

→口ご氏名：

【10月は「65歳以上の雇用保険手続」について】

漏れていると支給金額が減りますのでご注意ください。
特に会社の総務課さんへの案内です。

★手続パターンは3つ

法改正が平成29年1月1日にあったため、これを
起点に3パターンの手続があります。

- ①新規パターン：手続要
- ②高齢継続パターン：手続要
- ③一般継続パターン：手続不要

★忘れたらどんな影響があるの？

届出すると、平成31年度まで保険料が免除になります。

労働保険なんで、具体的には「失業保険（基本手当）
のもらえるお金が増える確率が高くなります」

★まず、新規パターン：手続要

平成29年1月1日以降に65歳以上で雇用された場合は「ハローワークに雇用保険の届出」が必要になります。

以前は届出が不要であったため注意が必要です。

また、保険料の納付は平成31年度まで保険料が免除になります。

★ややこしい「高齢継続パターン：手続要」

平成29年1月1日前に65歳以上で雇用されている場合は「ハローワークに雇用保険の届出」が必要になります。

これも以前は届出が不要であったため注意が必要
です。

また、同じく保険料の納付は平成31年度まで保険料が免除になります。

表にすると以下になります。

65歳を超えて働いている人は、要注意です。
手続きを忘れると、後で支給金額が減ります。

事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

- 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇った場合【例1参照】
雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。
- 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】
雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。
- 平成28年12月末時点で高齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】
ハローワークへの届出は不要です（自動的に高齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続き65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがあること。
（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇った場合の雇用保険の適用例》

（例1）平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合 **新規パターン**

→ 雇用した時点から高齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

（例2）平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合 **継続パターン①商社**

→ 平成29年1月1日より高齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

（例3）高齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合 **継続パターン②一般**

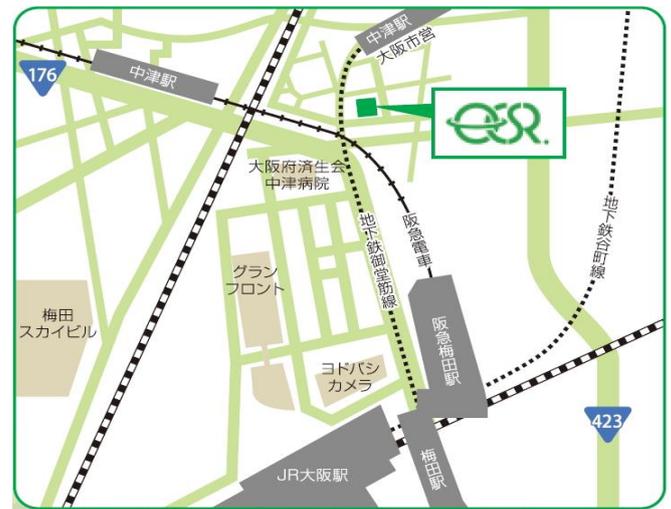
→ 自動的に高齢被保険者となりますので、届出は不要です。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク LL280909保02



家具の固定も重要ですよ。
事務所や自宅の避難場所も必要ですよ。
みなさんも、今回を機会に見直してはいかがでしょうか。

大阪ホーチミン社労士事務所本店 森啓治郎



【発行・編集】

大阪ホーチミン社労士事務所 本店
代表社労士 森 啓治郎
大阪市北区豊崎3-20-9-705
メール「info@ocsr.jp」
F A X 「06-6131-4933」

最近地震が多いですね。
会社や自宅での対策は大丈夫ですか。
私も備蓄食料や電源などを見直しました。

最近「発電機」を買おうかな、、、なんて考えています。

オール電化の家や、高層マンションの高層階などは、大変だと思えます。

うちはマンションの5階です。

こんなポスターを職場に貼ってはいかがでしょうか。

なかなかよくまとまっていると思います。

地震のとき電車やエレベーターは危ないですね。